

市民生活、地域経済を拓く
新しいまちづくり



ま ち 未 来 通 信

東近江市誕生まで

あと

120日

2004

第9号

平成16年10月15日発行

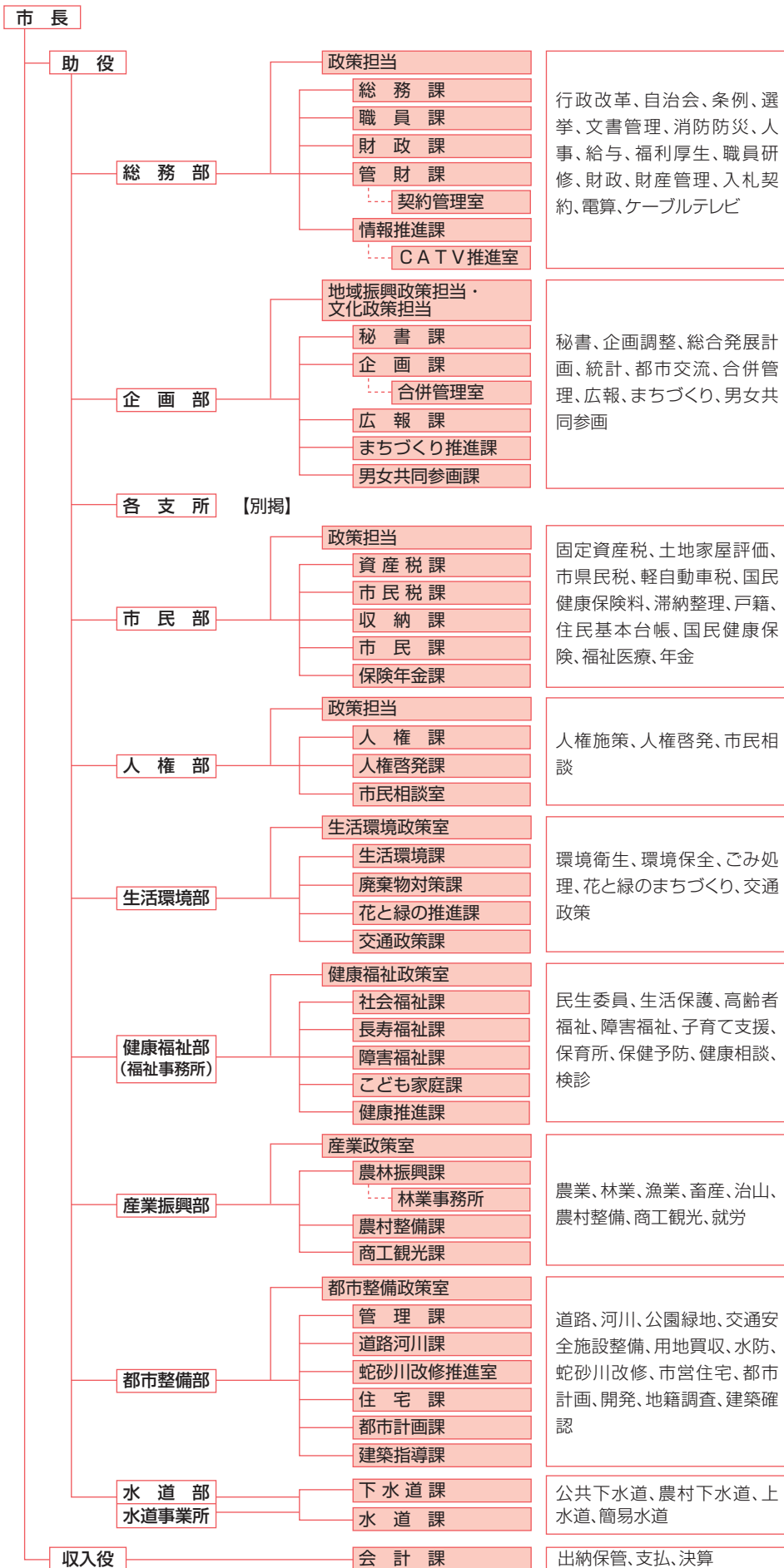


東近江市市章候補5作品を選定

～住民アンケートを実施中(10月20日まで)～

<p>①</p>	<p>東近江市の「ひ」と「o」から連想。滋賀県の中心から東西をつなぐ要のまちを白地の「ひ」、自然環境をグリーン、愛知川をブルーで表現。</p>	<p>市章は、新市を象徴する公のマークであり、その活用が新市の住民としての一体感や新市への愛着を生む役割を持ち合わせています。7月1日から8月13日までの間、全国へ市章デザインを募集した結果、1,777点の応募があり、このたび市章選考委員会において5点を選定されました。 この5点について、住民アンケートを実施し、11月の合併協議会で最優秀賞(採用作品)が決定する予定です。</p>
<p>②</p>	<p>東近江市の「ヒ」と「O」を組み合わせたデザインで、限りない未来へ向かって大きく飛躍する人の姿を表現。</p>	<p>④</p> <p>「ひ」の文字をモチーフに、未来へ向かって飛躍する東近江市民の姿を表現。人々が心豊かに暮らし、市の風土・自然(グリーン)、歴史(ブルー)とともに未来(レッド)へ力強く羽ばたく様子をシンボライズ。</p>
<p>③</p>	<p>東近江市の東(east)の「e」と「近」をモチーフに、グリーンは豊かな自然を、ブルーは清らかな川と環境を、レッドは活力を表現。全体として豊かさ・調和・発展・成長・連携・交流を表し、新生「東近江市」の将来像をシンボライズ。</p>	<p>⑤</p> <p>東近江市の頭文字「H」と「O」をモチーフに、希望に満ちた未来へ向け飛躍する、新生「東近江市」の姿をイメージしてデザイン化。いつまでも大切に残したい歴史・文化や豊かな自然をグリーンとブルー、新都市を創造していく人々をレッドで表現。</p>

■市長部局



平成17年2月11日に発足への各種サービスの継続・待に応えることのできる行政・くことのないよう、円滑に移

新市の行政組織のポイント

○市民に馴染みのある、わかりや

・新市のスタイルは、馴染みがあり、

○新たな機能を備えた行政組織

- ・各部に予算及び事業の進行管理、政特に本庁の部には政策室を設置し、
- ・各支所には支所長(部長級)を配置
- ・各種の公共施設については、利用実本庁の所管とし、身近な地域の施

○新市まちづくりを先導する行

・市民主体のまちづくりを全市的に推

・地域の文化や歴史などの特性を生

・地域情報化の充実を目指し、ケーブ

・一人ひとりが輝く社会を目指して人

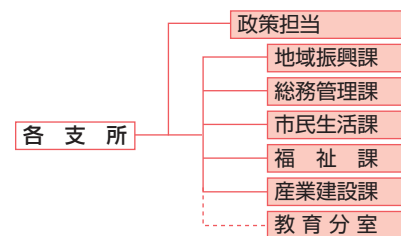
・市民とともに美しい景観づくりを進

・森林資源の保全と有効利用に取り

・合併協議事項の進行管理機能を一

・現在4町が実施している地域に密着

■支所



※H17.7.19までは、現行の1市4町
 ※林業事務所については永源寺
 ※永源寺支所に政所出張所を設



政所出張所

政所出張所

組

織

が決まりました。

する東近江市の組織・機構は、合併後も市民の皆さん維持や、市民ニーズへの柔軟な対応など、新市への期組織とすることが大切です。従って合併により混乱を招行できる体制を基本としています。



東近江市役所

すい行政組織

わかりやすい組織として『部-課-係』制を導入します。

策の企画立案等を行う機能として政策担当を配置します。本庁と各支所との業務の調整と連携を図ります。し、地域内での事業を推進します。態に即した位置付けを行い、全市的に事業を展開する施設設として活用する施設は支所所管とします。



永源寺支所



五個荘支所

政組織

進し、支援するための機能を設けます。
(まちづくり推進課、各支所地域振興課)

かしたまちづくりを推進します。
(企画部文化政策担当)

ルテレビ網の整備部署を置きます。
(情報推進課、CATV推進室)

権尊重、男女共同参画の環境づくりを進めます。
(人権部、男女共同参画課)

めます。
(花と緑の推進課)

組みます。
(林業事務所)

定期間設けます。
(合併管理室)

した事業については、継続、維持できる体制を保持します。
(各支所市民生活課・・・窓口業務、ごみ対策事業)
(各支所福祉課・・・地域福祉)
(各支所産業建設課・・・農林振興)

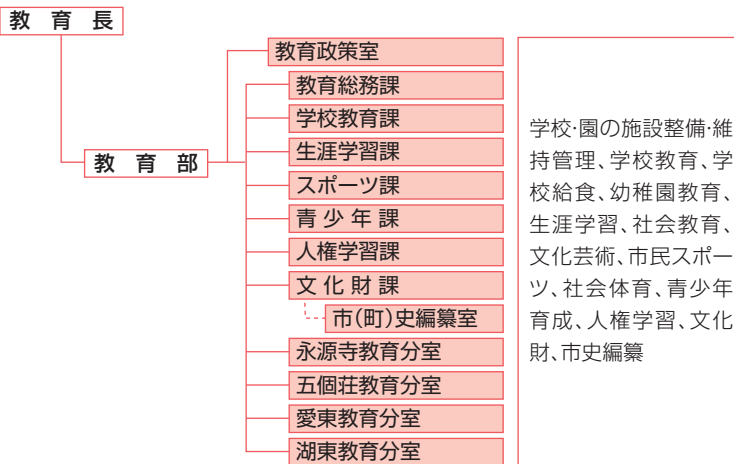


愛東支所



湖東支所

教育委員会部局



議会・行政委員会



- ・ 地域振興、自治会、消防防災、地区イベント
- ・ 戸籍、住民票、印鑑登録各届出・証明
- ・ 埋火葬の届出・許可
- ・ 一般廃棄物処理、飼い犬登録
- ・ 国民健康保険、介護保険、医療、年金の申請・相談
- ・ 税務に関する証明、税相談、収納
- ・ 福祉関係申請受付、相談
- ・ 農業、林業、商業、観光の振興・相談
- ・ 道路、河川の管理・整備
- ・ 農村下水道施設の維持管理
- ・ 地域スポーツ、生涯学習

の農業委員会の事務局は、各支所産業建設課内に置かれます。支所に配置します。

- ・ 自治会
- ・ 戸籍、住民票、印鑑登録各届出・証明
- ・ 埋火葬の届出・許可
- ・ 税務に関する証明、収納
- ・ その他届出受付、取り次ぎ

新しい住所表示に伴う変更手続きのご案内

～国・県関係～

合併による住所表示の変更は、協議会日より第7号以降、随時お知らせしていますが、平成17年2月11日以降の住所が東近江市となることから、皆さんがお持ちの各種免許証、許可書、証明書など住所変更手続きが必要となってくる場合があります。

今回はそれらのうち、国・県等に関係するものについてお知らせします。

なお、市町関係、その他については次回お知らせします。

- 詳しくは、表中の関係機関にお問い合わせください。
- 主な手続きを掲載しましたが、これ以外の手続きについては各関係機関にお問い合わせください。
- 法務局や公共職業安定所等、管轄が異なる機関については、現在区域変更の調整をされています。
- 住所変更の手続きは、来年2月11日以降でないとできませんので、ご注意ください。
- 変更手続きが必要な場合の「住所変更証明書」は、来年2月11日から本庁・各支所で無料交付します。

○法務局関係

問い合わせ 大津地方法務局 八日市出張所 (Tel.0748-22-0494)
彦根支局 (Tel.0749-22-0291)

項 目	手続方法・取り扱いなど
土地・建物登記簿 (不動産の所在)	所在地変更の手続きの必要はありません。 合併前の市町名は新市名に変更登記されたと思なす「みなし規定」があり、旧市町を「東近江市」と読み替えます。なお、法務局の職権にて合併後随時書き換えが行われますが、書き換え前に謄本等が交付される際には「東近江市」に変更した旨が付記されます。
土地・建物登記簿 (不動産所有者・抵当権・仮登記権利者などの住所)	住所変更の手続きの必要はありません。 合併前の市町名は新市名に変更登記されたと思なす「みなし規定」があり、旧市町を「東近江市」と読み替えます。なお、住所変更をしないと不都合が生じる場合は、新市で発行する住所変更の証明書等を登記申請書に添付して登記することができます。 (※住所変更証明書が添付されているときは、登録免許税は無料です。)
商業・法人登記簿 (会社・法人の本店や主たる事務所の所在)	所在地変更の手続きの必要はありません。 法務局において職権で変更します。(支店・支社については「みなし規定」を適用)
商業・法人登記簿 (会社・法人の代表者・役員等の住所)	住所変更の手続きの必要はありません。 合併前の市町名は新市名に変更登記されたと思なす「みなし規定」があり、旧市町を「東近江市」と読み替えます。なお、住所変更をしないと不都合が生じる場合は、新市で発行する住所変更の証明書等を登記申請書に添付して登記することができます。 (※住所変更証明書が添付されているときは、登録免許税は無料です。)

○社会保険事務局関係

問い合わせ 滋賀社会保険事務局 彦根事務所 (Tel.0749-23-1111)

項 目	手続方法・取り扱いなど
政府管掌健康保険被保険者証 健康保険高齢者受給者証	住所変更の手続きは、必要ありません。 後日、事業所を通じて新しい保険者証等への更新が行われます。
年金手帳・証書 (国民年金、厚生年金保険)	住所変更の手続きは、必要ありません。 手帳に記載の住所は、本人で書き換えをお願いします。
厚生年金保険加入事業所の住所	住所変更の手続きは必要ありません。



○運輸局等の関係

問い合わせ 近畿運輸局 滋賀運輸支局 (Tel.077-585-7251)
軽自動車検査協会 滋賀事務所 (Tel.077-585-7103)

項 目	手続方法・取り扱いなど
各種自動車の所有者及び使用者の住所変更 (自動車検査証など)	合併時に住所変更の手続きは必要ありません。 次回車検時に、新市で発行する住所変更証明書等を添付のうえ手続きを行ってください。 また、次回車検までに、移転・抹消及び登録変更等の手続きを行う場合についても、同様に手続きを行ってください。
小型船舶操縦免許	合併時に住所変更の手続きは必要ありません。 次回の更新の際に、住所等の変更を併せて行います。


○その他関係

項目	手続方法・取り扱いなど	問い合わせ
貸金業登録 第三者型発行者の前払式証票(商品券・プリペイドカード)の登録	合併後すみやかに登録事項の変更届を行ってください。	財務省近畿財務局 大津財務事務所 (Tel.077-522-6455)
たばこ小売販売業許可	住所変更の手続きは必要ありません。	
労働安全衛生法による免許証 技能講習修了証 労働保険適用事業所の住所 労災保険受給者の住所 雇用保険適用事業所の住所	住所変更の手続きは必要ありません。	滋賀労働局 (Tel.077-522-6648)
雇用保険失業給付の受給に係る住所	住所変更の手続きは必要ありません。 雇用保険受給手続のために、事業主から交付された離職票は、合併前のものでも使用できます。	八日市公共職業安定所 (Tel.0748-22-1020) 彦根公共職業安定所 (Tel.0749-22-2500)
各種税に関する届出 (個人事業開業届、酒類販売業免許等)	住所変更の手続きは必要ありません。	近江八幡税務署 (Tel.0748-33-3141) 彦根税務署 (Tel.0749-22-7640)
国民年金基金の加入者・受給者の住所	住所変更の手続きは必要ありません。	滋賀県国民年金基金 (Tel.077-525-9821)
船舶検査証書	合併時に住所変更の手続きは必要ありません。 次回船舶検査時に、新市で発行する住所変更証明書等を添付のうえ手続きを行ってください。また、次回船舶検査までに、移転・抹消及び登録変更等の手続きを行う場合についても、同様に手続きを行ってください。	日本小型船舶検査機構 大津支部 (Tel.077-525-2687)

○滋賀県関係

問い合わせ 滋賀県庁

(Tel.077-524-1121)

項目	手続方法・取り扱いなど	担当部署
公益法人の定款または寄附行為	合併後すみやかに定款、寄附行為の変更とその届出の手続きを行ってください。 (許可の手続きは不要です。)	各所管課
図書等自動販売機設置届出	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 所定の変更届に変更内容を記入し、新市で発行される住所変更の証明書を添付して県庁青少年室に提出してください。	青少年室
学校法人寄附行為変更認可申請書	所定の学校法人寄附行為変更届を提出してください。	総務課
位置(地番)変更届 学(園)則変更届	所定の位置等の変更届を提出してください。	
県有財産の借受・使用(連帯保証人を含む)許可	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 所定の住所変更届(正副2通)に変更内容を記入し、新市で発行される住所変更の証明書を添付して県庁予算調整課または各県有財産所管課に提出してください。	各県有財産所管課
不動産鑑定士(補)の登録(変更) 不動産鑑定業者の登録(変更)	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 所定の住所変更届(正副2通)に変更内容を記入し、新市で発行される住所変更の証明書を添付して県庁土地対策室に提出してください。	土地対策室
水道事業の認可・確認申請	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 記載事項変更届に必要な事項を記入し、簡易水道は所轄保健所、専用水道は所在する市に提出してください。	生活衛生課
登録電気工事業者の登録 届出(みなし登録)電気工事業者の届出	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。	総合防災課
訪問介護員養成研修事業指定	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 訪問介護員養成研修事業変更届出書に必要な事項を記入し、県庁レイカディア推進課に提出してください。	レイカディア推進課

項 目	手続方法・取り扱いなど	担当部署
障害者支援費制度指定居宅支援事業者・施設の指定	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 所定の住所変更届(正副2通)に変更内容を記入し、新市で発行される住所変更の証明書を添付して県庁障害福祉課に提出してください。	障害福祉課
大規模小売店舗立地法変更届出(第6条第1項)	大規模小売店舗の名称・所在地、設置者・小売業者の名称・住所、法人の代表者を変更する場合は変更の手続きを行ってください。	中小企業振興課
認定職業訓練を行うものの事業所又は主たる事務所の所在地	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 所定の住所変更届(正副2通)に変更内容を記入し、県庁労政能力開発課に提出してください。	労政能力開発課
計量証明事業登録 特定計量器製造(修理・販売)事業届 適正計量管理事業所の指定	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 所定の住所変更届(1通)に変更内容を記入し、新市で発行される住所変更の証明書を添付して県計量検定所に提出してください。	計量検定所 (Tel.077-563-3145)
肥料販売業務の届出 特殊肥料生産業者の届出 普通肥料登録の申請	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。	環境こだわり農業課
家畜商免許証 家畜市場登録 種畜証明書	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 (手数料要)	畜産課
地方卸売市場の開設許可 卸売業務の許可	合併後、名称変更等の手続きを行ってください。	農産流通課
水産業協同組合の定款	組合の地区の定款変更と変更認可申請を行ってください。	水産課
遊漁船業の登録	住所変更の手続きを行ってください。	
農薬販売届 防除業届	住所変更の手続きが必要です。 詳しくは病害虫防除所へお問い合わせください。	病害虫防除所 (Tel.0748-46-4926)
建設業の許可申請 解体工事業の登録 浄化槽工事業の登録 特別浄化槽工事業者の届出	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 所定の住所変更届に変更内容を記入し、新市で発行される住所変更の証明書を添付して県庁土木交通部監理課に提出してください。ただし、許可証等の再発行は行いません。	監理課
土地区画整理組合の定款(住所)の変更認可	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 定款の変更を県庁都市計画課に提出してください。	都市計画課
土地区画整理組合の理事の住所届出	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 住所変更届を新市で発行される住所変更の証明書を添付して県庁都市計画課に提出してください。	
屋外広告業の届出	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 屋外広告業変更届出書に変更内容を記入し、県庁都市計画課に提出(1部)してください。	
屋外広告物の許可	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 住所氏名変更届に変更内容を記入し、各地域振興局管理建築課に提出してください。	各地域振興局 管理建築課
議員共済給付金受給権者	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 所定の異動届に変更内容を記入し、新市で発行される住所変更の証明書を添付して議会事務局に提出してください。	議会事務局
国または県指定有形文化財等の所有者 または管理責任者の住所	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 所定の住所変更届に変更内容を記入し、指定書または認定書共に新市で発行される住所変更の証明書を添付して県庁文化財保護課に提出してください。	教育委員会事務局 文化財保護課
指定記念物の所有者又は管理責任者の住所	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 所定の住所変更届に変更内容を記入し、新市で発行される住所変更の証明書を添付して県庁文化財保護課に提出してください。	
博物館法、博物館の登録に関する規則に基づく設置者の住所変更	合併後10日以内に住所変更の手続きを行ってください。 所定の住所変更届に変更内容を記入し、関係書類を添付して県庁文化財保護課に提出してください。	
県立大学生	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。	県立大学

手続きが不要なもの

○生活・衛生関係	食品衛生法に基づく営業許可、公衆浴場の営業許可、旅館業の営業許可、理容所・美容所・クリーニング所の検査確認、動物取扱業の届出、食品衛生管理者設置届、食品衛生責任者設置届 等
○工業・廃棄物関係	電気工事士免状(第一種、第二種)、危険物取扱者免状、消防設備士免状、一般廃棄物処理施設設置許可、産業廃棄物処理業許可、浄化槽保守点検業者登録 等
○農林業関係	農地法の許可、環境こだわり農業実施協定、環境こだわり農産物認証、動物診療施設の開設変更届出、木材業者登録、狩猟免許、狩猟者登録、鳥獣保護員身分証明書 等
○福祉・保健関係	養育医療券、育成医療券、小児慢性特定疾患医療受診券、特定疾患医療受給者証、結核患者票、感染症患者票、被爆者健康手帳、栄養士免許、調理師免許、身体障害者手帳、療育手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 等
○医療関係	病院・診療所・助産所の許可・届出、医師・看護師等免許証(国免許)、准看護師等免許証(県免許)、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所にかかる届出、薬局・医薬品販売業の許可、毒物劇物販売業等登録 等
○土木関係	道路・河川占用許可、普通河川占用許可、砂利採取計画の認可、岩石採取計画の認可、都市公園内行為許可、宅地建物取引業免許、宅地建物取引主任者登録、宅地建物取引主任者証、建築確認・建築許可・報告、浄化槽法による届出、租税特別措置法に基づく優良住宅認定 等
○教育文化関係	教育職員免許状、恩給受給者住所、県立高校生徒 等
○その他	特定非営利活動法人の認証、旅券(パスポート) 等

○警察関係

項目	手続方法・取り扱いなど	担当部署
警備業認定証 警備員指導教育責任者資格者証 機械警備業務管理者資格者証 警備員に係る検定合格証 風俗営業管理者証 銃砲刀剣類所持等取締法による許可証 猟銃等火薬類等の譲渡・譲受け許可証	合併時に変更手続きは必要ありません。 住所の表示の変更以外の事由で変更するときなどに併せて行います。なお、希望される方は、住所地(警備業認定証は主たる営業所の所在地)を管轄する警察署で手続きができます。 (手数料不要)	八日市警察署 (Tel0748-24-0110) 愛知川警察署 (Tel0749-42-2025) 各生活安全課
風俗営業許可証 古物営業法による許可証 質屋許可証 金属くす商及び金属くす行商に関する条例による許可証	合併時に変更手続きは必要ありません。 住所の表示の変更以外の事由で変更するときなどに併せて行います。なお、希望される方は、営業所の所在地を管轄する警察署で手続きができます。 (手数料不要)	八日市警察署 (Tel0748-24-0110) 愛知川警察署 (Tel0749-42-2025) 各交通課
自動車運転代行業の認定証	合併時に変更手続きは必要ありません。 住所の表示の変更以外の事由で変更するときなどに併せて行います。なお、希望される方は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署で手続きができます。 (手数料不要)	八日市警察署 (Tel0748-24-0110) 愛知川警察署 (Tel0749-42-2025) 各交通課
安全運転管理者(副安全運転管理者)に関する届出書 自動車保管場所証明書	合併時に変更手続きは必要ありません。 住所の表示の変更以外の事由で変更するときなどに併せて行います。なお、希望される方は、自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署で手続きができます。 (手数料不要)	警察本部交通企画課 (Tel077-522-1231)
緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定(届出確認)証	合併時に変更手続きは必要ありません。 住所の表示の変更以外の事由で変更するときなどに併せて行います。なお、希望される方は、許可証を発行した警察署で手続きができます。 (手数料不要)	警察本部交通企画課 (Tel077-522-1231)
駐車許可証 通行禁止道路通行許可証 道路使用許可証	合併時に変更手続きは必要ありません。 なお、希望される方は、許可証を発行した警察署で手続きができます。 (手数料不要)	許可証を発行した警察署の交通課
自動車運転免許証	合併時に変更手続きは必要ありません。 次回の更新の際に住所等の変更を併せて行います。	八日市警察署 (Tel0748-24-0110) 愛知川警察署 (Tel0749-42-2025) 各交通課 滋賀県運転免許センター (Tel077-585-1255)



第12回(9/30)協議会の報告

9月30日(木)、愛東町総合福祉センター「じゅぴあ」において、第12回合併協議会を開催し、公共施設の使用料や新市の組織及び事務機構などについて報告されました。

協議された事項

○報告第20号

市章デザイン選考委員会報告について
市章選考委員会で選定された5点の作品が報告され、最終の決定方法等が確認されました。(1ページ参照)
なお、市章デザイン募集の最終集計結果は次のとおりです。

募集期間 7/1~8/13	応募地域			
	1市4町	県内 (1市4町除く)	県外	合計
応募点数	535	169	1,073	1,777
応募者数	285	79	487	851

たくさんのお応募ありがとうございました。



市章の選考作業

特別職報酬等検討委員会委員の紹介

新市の市長や助役等の常勤特別職、議会議員、行政委員会の特別職の給与や報酬について検討するため、新市特別職報酬等検討委員会が設置されることが第11回の協議会で決定され、このたび次の11名の方に委員として就任いただきました。

(順不同、敬称略)

委員長	山田 儀左衛門				
副委員長	飯尾 文右衛門				
委員	辻 裕子	川瀬 重雄	清水 重一		
	大西 和彦	糟井 信吾	伊谷 徳一		
	鯉江 喜代治	川崎 一	松山 庄治		

○報告第21号

組織及び事務機構について
東近江市の行政組織が決定しました。
(2~3ページ参照)

○報告第22号

公共施設の使用料について
合併後の公共施設の使用料が決定しました。詳しくは次号でお知らせします。



秋のイベント情報

秋色が日ごとに深まり、1市4町でも各地域にちなんだ行事が繰り広げられます。これらは新市のイベントとして引き継がれます。皆さんもぜひ一度足を運んでみられてはいかがでしょうか。

- 大空と遊ぼうヨ!フェスタ
(八日市市・10月16日)
- 湖東三山・永源寺周遊キャンペーン
(永源寺町・10月30日~11月30日)



ふれあい広場

- ふれあい広場
(五個荘町・10月31日)
- 農業まつり
(八日市市・11月3日)
- 二五八祭り
(八日市市・11月3日)
- 八日市物産まつり
(八日市市・11月3日)
- ことうふるさとまつり(湖東町・11月3日)
- 収穫祭(愛東町・11月14日)
- もみじまつり(永源寺町・11月13日、14日)



大空と遊ぼうヨ!フェスタ

1市4町の人口と世帯(平成16年10月1日現在)

	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町	計
人口	45,770	6,417	12,083	5,653	9,126	79,049
男	22,763	3,057	5,921	2,769	4,423	38,933
女	23,007	3,360	6,162	2,884	4,703	40,116
世帯	16,546	1,879	3,871	1,509	2,500	26,305

●第13回合併協議会開催のお知らせ

日時:平成16年10月28日(木)午後2時から
場所:永源寺町地域産業振興会館
傍聴:定員40名(予定)

